



## 令和2年度事業計画について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

専務理事 西川 浩之

令和2年3月3日に開催された理事会において、当法人の令和2年度の事業計画が承認されたので、本稿ではその概要を報告する。

### I 基本方針

当法人の事業計画は、例年、冒頭に「基本方針」を掲げている。令和2年度の事業計画では、次の3つを「基本方針」として記載している。

#### 1 「後見の専門職」として信頼性の確保

当法人の会員が真の「後見の専門職」として信頼性を確保・維持するため、また、当法人が成年後見制度における社会的役割を着実に果たすことができるよう基盤強化を図るため、会員の不正行為に関する再発防止策を着実に遂行するとともに、財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した後見事務を行うことができる会員の増強を図る。

#### 2 成年後見制度利用促進基本計画に関する取組

成年後見制度利用促進専門家会議は、令和元年5月、成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（2021年度末の目標）を定め公表した。令和2年度は、国及び全国の自治体がこのKPIの達成のために本格的に成年後見制度の利用促進に関する取組を強化していくことが予想される。当法人も、成年後見制度の利用促進に関して、従前からの方針に沿った取組を継続するとともに、これまでに浮かび上がってきた課題についても積極的に取り組む。

#### 3 将来に向けた財政基盤の再構築の検討

長期的視野に立ち、本部及び50支部が当法人の公益目的事業を確実に実行できるよう当法人の財政状況を分析して財政基盤の再構築を検討する。

### II 具体的事業計画

具体的事業計画は公益目的事業と法人管理業務等とに分けて記載している。そのうち、令和2年度に特徴的な事業を、紙幅の許す範囲で掲げる。

#### 【公益目的事業】

#### 公1 専門職後見人養成・指導監督事業 公1-② 専門職後見人養成事業

##### (1) 第6回指定研修の実施及びその研修用録画DVDの作成

第6回指定研修は、これまでの再発防止策を振り返ることで再発防止策に取り組むことの意義を再確認することを目的に、「会員による不正と再発防止策を振り返る」をテーマに実施し、その内容を収録した研修用録画DVDを全支部に配付する。

##### (2) 研修内容の充実及び研修受講機会確保を目的とした新たな研修の在り方についての検討

## 公2 法人後見・法人後見監督事業

一定の高額資産保有事案における法人後見監督事件の増加に伴う受託態勢の整備

## 公3 成年後見普及啓発事業

### 公3-③ 高齢者・障害者相談事業

- (1) 高齢者・障害者のための成年後見相談会及び全国出張相談援助事業の実施
- (2) 特定援助対象者法律相談援助事業の活用促進（法テラスとの連携）

法テラス、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）及び当法人は、高齢者・障害者に対する法的支援の一層の充実を図る上で、相互の協力関係の強化が必要であるとの共通理解の下、平成29年度、7回にわたり「司法書士と法テラスとの連携方策検討会」を開催し、その議論を踏まえて、平成30年1月22日、「司法書士と法テラスとの10の連携方策」をとりまとめている。令和2年度も、この「司法書士と法テラスとの10の連携方策」を踏まえて、法テラスとの連携を密にして、福祉機関との連携強化に向けた協力体制の構築の推進を図る。そのために会員の法テラスとの民事法律扶助契約の締結を促進する。

また、令和元年の司法書士法改正の衆議院における決議に際して、「総合法律支援法に基づく特定援助対象者法律相談援助事業に関して、司法書士の更なる活用を進めるなど、関係団体と連携しつつ、国民の権利擁護及び利便性の向上に資するよう努めること」との附帯決議がされたことに鑑み、法テラスの民事法律扶助事業のうち、特に、「成年後見人等申立て」に係る書類作成援助と特定援助対象者法律相談援助を会員が利用しやすい環境を整備するために、会員向け又は特定援助機関（特定援助対象者法律相談援助の実施の申入れをすることができる地方公共団体又は福祉機関等であって法テラスの理事長が別に定めるもの）向けの民事法律扶助（特に特定援助対象者法律相談援助）事業についての説明資料、研修会資料等を作成するほか、支部から要請があれば研修会講師を派遣する。そのほかにも会員及び特定援助機関の支援者による特定援助対象者法律相談援助事業の活用を促すための各種の方策について検討する。

### 公3-⑥ 成年後見普及促進事業

- (1) 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の円滑な実施のための活動
- (2) 地域における法人後見事業等への対応

**【法人管理業務等】** 将来に備えるための支出削減を含む適正な法人運営（財務運営の改革）

財務運営改革の具体化（案）については、日司連との合同会議においても継続して協議し司法書士会の理解と協力が得られるよう努力するとともに、令和5年度実施に向けて、支部との意見交換を経て、本部としてガバナンスの強化、支部間での平準化課題への取組等を行う。

また、財務運営以外の諸課題に関し、総会運営等の在り方について引き続き論点整理を行い、効率的な法人運営を目指して各事業について将来に向けて真の在るべき姿を検討する。

あわせて、将来の事業執行体制の基盤の整備・強化を目的として、法人全体の財務体質の更なる健全化を目指し、今後の事業の執行にメリハリをつけるために、既存の事業については現時点における喫緊の課題とそうでないものとを仕分けして優先順位を付け、必要性、緊急性等の観点から優先順位の高くない事業については一時的に停止すること等の検討を行う。

リーガルサポート会員数8,430名 / 全国司法書士会員数23,527名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2020年7月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	154	503	31%	0	13	0%	石川県	87	199	44%	1	1	100%
函館	12	38	32%	0	4	0%	富山県	56	154	36%	0	2	0%
旭川	25	72	35%	0	1	0%	大阪	811	2,428	33%	22	105	21%
釧路	10	81	12%	0	0	-	京都	258	577	45%	9	23	39%
宮城	115	332	35%	3	9	33%	兵庫	496	1,057	47%	2	20	10%
ふくしま	86	280	31%	0	4	0%	奈良	83	210	40%	1	4	25%
山形	65	153	42%	0	0	-	滋賀	119	236	50%	1	9	11%
岩手	51	142	36%	3	5	60%	和歌山	56	168	33%	0	1	0%
秋田	54	113	48%	1	2	50%	広島県	232	537	43%	6	14	43%
青森	35	121	29%	2	3	67%	山口	65	226	29%	0	2	0%
東京	1,446	4,403	33%	53	213	25%	岡山県	127	362	35%	0	12	0%
神奈川県	462	1,209	38%	13	48	27%	鳥取	45	94	48%	0	2	0%
埼玉	319	903	35%	9	32	28%	しまね	7	108	6%	0	1	0%
千葉県	282	746	38%	2	37	5%	香川県	70	175	40%	0	1	0%
茨城	106	338	31%	0	3	0%	徳島	55	144	38%	0	2	0%
とちぎ	78	230	34%	0	3	0%	高知	56	112	50%	0	5	0%
群馬	123	293	42%	0	6	0%	えひめ	89	237	38%	1	4	25%
静岡	232	491	47%	8	20	40%	福岡	437	991	44%	2	23	9%
山梨	48	133	36%	0	3	0%	佐賀	49	126	39%	1	7	14%
ながの	118	367	32%	2	3	67%	長崎	65	162	40%	0	3	0%
新潟県	100	293	34%	5	14	36%	大分	45	167	27%	0	5	0%
愛知	379	1,309	29%	7	47	15%	熊本	144	333	43%	3	12	25%
三重	91	244	37%	1	3	33%	鹿児島	139	328	42%	1	4	25%
岐阜県	111	337	33%	3	7	43%	宮崎県	72	168	43%	1	3	33%
福井県	41	117	35%	3	4	75%	沖縄	57	224	25%	1	7	14%
							合計	8,263	22,771	36%	167	756	22%

\*リーガルサポートの会員数は、5月12日第8回理事会の日を基準としております。